

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年9月14日
【会社名】	株式会社ジャストシステム
【英訳名】	JUSTSYSTEMS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 関灘 恭太郎
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	徳島県徳島市川内町平石若松108番地4
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成29年6月23日に提出いたしました第36期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、当社代表取締役社長関瀬恭太郎は、平成29年3月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすことになり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断致しました。

記

当社は、法人向け事業の一部製品について、当社の元従業員が無断で返品条項（一定の場合に当社が販売店からの返品を受け付ける内容の条項）等を付帯して販売店に販売していた事実（本件行為）が判明したため、平成30年7月24日に当社と利害関係を有しない外部の専門家から構成される特別調査委員会を設置し、実態の全容把握と本件行為に係る原因究明に努めてまいりました。

平成30年9月7日に受領した同委員会による調査結果報告及びその他の事項を含む累積的影響額を踏まえ、当社は、販売店においてお客様（法人）への販売が完了していない取引に係る売上高の取消等、過年度の決算を修正するとともに、過年度において重要性がないため遡及修正していなかった事項に関する修正も併せて行うことといたしました。

以上の結果、当社は、平成27年3月期から平成30年3月期までの有価証券報告書及び四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

これらの事実は、当社において内部統制が不十分であったこと、当社の一部従業員のコンプライアンス遵守に関する意識が低かったこと、当社内部においてモニタリング体制が不十分であったことなどがあげられ、それらの不備によって発生したと認識しております。

以上のことから当社は、結果として内部統制が有効に機能していなかったと判断し、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

上記事実の特定は、当事業年度末日以降となったため、当該開示すべき重要な不備を当事業年度末日までに是正することはできませんでした。なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、すべて財務諸表及び連結財務諸表に反映しています。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、以下の再発防止策を実行し、内部統制の整備・運用を図ってまいります。

- 1 コンプライアンスの徹底及びコンプライアンス意識の向上
- 2 従業員が、より活発に気づきや意見、問題点を発信できる仕組みの構築
- 3 「事業監査室」の設置等による事業部に対する牽制機能の強化
- 4 取締役会によるモニタリングなどガバナンスの強化

以上